



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年8月18日（金） 第10126号

目次

	ページ
告 示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	3
公 告	
○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	3
○第52回（令和5年度）採石業務管理者試験の実施（砂防課）	4
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	5
○道路位置の指定（建築課）	5
○開発工事の完了（同）	6
監査委員公告	
○監査結果の公表	6
○監査結果に基づく措置状況	11

■ 告 示

◎群馬県告示第226号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和5年8月18日

群馬県知事 山 本 一 太

勝山1地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県多野郡上野村勝山字上ノ山及び字西平道上の区域内の土地のうち、次の1点から7点までを順次結んだ線及び1点と7点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度04分47秒4590
東経138度46分56秒8019
- 2点 北緯36度04分48秒0079
東経138度46分56秒3976
- 3点 北緯36度04分49秒4442
東経138度46分55秒8662
- 4点 北緯36度04分49秒9841
東経138度46分58秒7589
- 5点 北緯36度04分49秒8191
東経138度46分59秒0157
- 6点 北緯36度04分48秒9033
東経138度46分59秒6959
- 7点 北緯36度04分47秒5020
東経138度46分57秒7996

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年8月18日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画区域区分 国領町産業団地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎市国領町、境島村、境小此木の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第228号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年8月29日（火）午前10時
- (2) 場所 群馬県庁201会議室（20階）

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示

4 根拠規定 法第65条第1項

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 有限会社アクト
- (2) 代表者氏名 大澤 祥弘
- (3) 事務所所在地 群馬県高崎市飯玉町126番地1
- (4) 免許証番号 群馬県知事（4）第6655号
- (5) 免許年月日 平成17年8月3日
- (6) 有効期間 令和2年8月4日から令和7年8月3日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 茂木裕

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、伊勢崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和5年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の伊勢崎農業振興地域は、伊勢崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和5年群馬県告示第227号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 3 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成11年群馬県告示第491号）後の都市計画法に基づく市街化区域及び上記2に囲まれた区域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（平成28年伊勢崎市告示第24号）後の都市計画法に基づく用途地域

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第52回（令和5年度）採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和5年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和5年10月13日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）昭和庁舎21会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 郵送等による受験手続等
 - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料 8,100円の群馬県収入証紙を受験願書に貼って納付すること。払込書による納付を希望する場合は、令和5年9月11日（月）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。
 - (3) 受験願書の提出
 - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - イ 受付期間 令和5年9月4日（月）から同月21日（木）まで
 - ウ 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、令和5年9月21日（木）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 8 インターネットによる受験手続等（電子申請）
 - (1) 受験手続 ぐんま電子申請受付システムにアクセスし、利用者登録の上、「分類別で探す >」の「試験・資格・採用」又は「五十音で探す >」の「さ」の中にある「採石業務管理者試験申込」から内容をよく確認して申し込むこと。
 - (2) 申込受付期間 令和5年9月4日（月）から同月21日（木）17時15分まで
 - (3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円をインターネットバンキング又はPay-easy対応のATMからPay-easyを利用して支払うこと。
- 9 合格者の発表等 合格者の発表は、令和5年11月2日（木）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。

10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）
 に行うこと。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、
 太田都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、
 次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和5年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 (1) 東金井工業団地南地区 (2) 富若西地区 (3) 新田東
 部工業団地西地区 (4) 上小泉北西地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 東金井工業団地南地区
 変更する部分 太田市東金井町の一部
 - (2) 富若西地区
 変更する部分 太田市富若町、東金井町、只上町及び東今泉町の各一部
 - (3) 新田東部工業団地西地区
 変更する部分 太田市新田小金井町の一部
 - (4) 上小泉北西地区
 変更する部分 邑楽郡大泉町大字上小泉の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、群馬県館林土木事務所、太
 田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市整備課
- 4 縦覧期間 令和5年8月18日から同年9月1日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとお
 り道路の位置を指定した。

令和5年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1 項第5号に規定 する道路	北群馬郡榛東村大字山子 田字御堀903-10、 903-12、903- 21、903-22、9 03-23	延長148.79 幅員 4.50 ～5.00	群馬県指令前土第304-5号 令和5年7月7日

2	同	北群馬郡吉岡町大字大久保字宮田2271-4	延長 58.56 幅員 4.62 有効幅員4.60	群馬県指令前土第304-6号 令和5年7月12日
---	---	-----------------------	---------------------------------	-----------------------------

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字石打字住谷崎1-39	太田市福沢町95番地7 金子雄咲
2	邑楽郡大泉町大字古海字松塚643-1、643-6	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
3	佐波郡玉村町大字角淵字宅地2053-4、2053-6、2054-2	佐波郡玉村町大字川井2118番地4 橋本翔吾
4	佐波郡玉村町大字角淵字宅地2053-1、2053-7、2054-1	藤岡市中島333番地2ニフティストリーム103号 金子雅和、金子夕貴
5	佐波郡玉村町大字板井字太夫塚1176-1、1176-38	高崎市新町3232番地メゾンキュアールB102号 大澤攻行

■ 監査委員公告

◎監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年8月18日

群馬県監査委員 林 章
同 石原 栄一
同 須藤 和臣
同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和3年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで）
令和4年度会計（令和4年4月1日から監査基準日まで）

(2) 監査対象機関 県庁等6機関及び地域機関等28機関

4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

(1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 3件

(2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件

(3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和5年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中部農業事務所 (令和5年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋土木事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎土木事務所 (令和5年7月10日)	(指摘事項) 群馬県土整備部が行う発注時に施工箇所が特定できない維持補修工事（以下「管内一円工事」という。）の工事費の積算では、建設企画課長通知「積算基準（管内一円工事の積算方法の改定）について（令和2年3月31日付け建企第603-25号）」に従い、受注者から実績報告を徴収し、精算変更を行うものとされている。 当該機関は、発注した管内一円工事の工事費の積算において、受注者から徴収した実績報告に基づき、2tダンプトラックの機械経費について、運転時間を248時間とすべきところを260時間とし、また、単価を1,550円とすべきところを4,695円として算定したため、工事価格が2,310,000円の過大積算となっていた。

(2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (令和5年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

西部環境森林事務所 (令和5年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和5年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和5年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 (令和5年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和5年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (令和5年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和5年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和5年6月29日)	<p>(注意事項)</p> <p>随意契約をしようとする場合に、見積書を徴さないで契約の相手方を選定することができるのは、群馬県財務規則第190条第3項各号に該当する場合に限られている。</p> <p>当該機関は、道路除雪委託におけるレンタル機械の費用負担に関する契約において、同規則第190条第3項各号に該当しないにもかかわらず、契約の相手方から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、工事及び委託業務の積算に当たり、次のとおり、誤りがあった。</p> <p>(1) 群馬県県土整備部が行う工事等の積算で適用している「積算基準及び標準歩掛」では、地質調査において、機械ボーリングの解析等調査業務を行う場合は、解析等調査業務費の算定上、岩盤ボーリング1本は土質ボーリング3本に換算することとされている。</p> <p>当該機関は、発注した詳細設計業務委託の積算において、岩盤ボーリング3本を土質ボーリング9本に換算せずに解析等調査業務費を算定したため、業務価格が270,000円の過小積算となっていた。</p> <p>(2) 群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和4年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。</p> <p>ア 当該機関は、令和4年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した道路メンテナンス業務において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が200,000円の過小積算となっていた。</p> <p>イ 当該機関は、令和4年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した河川維持補修事業において、契約時点の単価等により算出した請</p>

	<p>負代金額に契約変更を行っていないため、工事価格が180,000円の過小積算となっていた。</p> <p>ウ 当該機関は、令和4年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した単独災害復旧事業において、契約時点の単価等により算出した請負代金額に契約変更を行っていないため、工事価格が270,000円の過小積算となっていた。</p>
--	--

(6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻環境森林事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻農業事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所 (令和5年7月10日)	<p>(指摘事項)</p> <p>砂利採取法第16条において、砂利採取業者は、砂利の採取（洗浄を含む）を行おうとするときは、採取計画を定め、認可を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県砂利採取法関係手数料条例第2条に基づき、令和4年4月1日付けで砂利採取業者（以下「業者」という。）から、証紙33,900円が貼付された砂利洗浄計画認可申請書（以下「申請書」という。）を收受し、同日付けで証紙の消印及び認可の決裁（認可期間は、認可の日から令和5年3月31日まで）を行ったが、業者に対し、認可書を交付していなかった。</p> <p>その後、令和4年10月に、業者から認可書の交付について照会を受けたが、当該認可に係る公文書を適正に管理していなかったため、業者から、同年12月19日付けで証紙33,900円を貼付した申請書を再提出させ、再度、認可の決裁を行い認可書を交付した。</p> <p>その結果、業者からの手数料33,900円が二重に納付されていた。</p>

(7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田環境森林事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (令和5年7月10日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法（以下「法」という。）第231条の3第1項において、普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。</p> <p>また、群馬県財務規則第234条において、収入調定者は、法第231条の3第1項の規定による督促をするときは、当該債権に係る納期限又は履行期限後20日以内に、督促状を債務者に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、事務調査日（令和5年5月24日）時点において、納期限（令和4年4月から11月）までに納付されていない河川占用許可及び道路占用許可の占用料のうち、16件について督促状を債務者に送付しておらず、また、5件について納期限又は履行期限後20日以内に督促状を債務者に送付していなかった。</p>

(8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東部環境事務所 (令和5年6月23日)	(指摘事項) 会計年度任用職員の期末手当の額は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条第2項において、期末手当基礎額に期別支給月数を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とされている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し令和4年6月に支給した期末手当の計算において、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入しなかったため、支給額が103,152円過小となっていた。
東部農業事務所 (令和5年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林土木事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生森林事務所 (令和5年6月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 (令和5年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
上信自動車道建設事務所 (令和5年6月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
八ッ場ダム水源地域対策事務所 (令和5年6月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

経営戦略課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年8月18日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 須藤 和臣
 同 伊藤 清

監 査 対 象 機 関	館林美術館
監査結果の公表年月日	令和5年3月24日（群馬県報第10085号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則（以下「規則」という。）第57条第7項において、利用券等の売りさばきがあったときは、一日分をまとめて利用券等出納簿に記載するとともに、利用券等売りさばき通知書を作成して収入調定者に送付しなければならないとされている。</p> <p>また、規則第113条第2項において、会計管理者は、釣銭又は両替金に充てるために必要があるときは、歳計現金を出納員又は分任出納員に交付し、保管させておくことができるとされており、また、つり銭用現金取扱要領第13において、出納員等は、つり銭用現金の保管に当たっては、盗難、亡失等に十分留意するよう努めなければならないとされている。</p> <p>当該機関では、令和4年11月27日の閉館後の現金在高が、当該日の利用券売りさばき通知書の現金売上額と定額の釣銭の合計額に比べ、10,000円不足していた。</p>
講 じ た 措 置	<p>再発防止を図るため、受領分とつり銭のトレイは必ず別にする、レジ収納前のトレイ上の現金は紛失防止のため重石等を置くこと、次の入館者の対応前に確実にレジに収納すること等を受付監視業務受託業者スタッフへ指導した。</p> <p>今後は、受付レジ担当は原則として2名体制とし、複数人で確認後、つり銭を観覧者へ渡すことを徹底し、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第4号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>当該団体は、指定管理者として、群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの管理及び運営に関する基本協定書第5条第1項第6号の規定に基づき施設等の維持管理に関する業務を行い、水道施設の保守点検業務については、同協定書第26条により、専門の事業者に委託をしている。</p> <p>当該団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程第31条第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第7号で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。</p> <p>当該団体は、予定価格1,166,000円（税込）の水道施設の保守点検業務の委託契約について、令和3年6月1日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程にのっとりた事務処理を職員に徹底した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p> <p>県としても、当該団体に対して、確認体制を強化し、適正な会計事務を執行するよう指導することとした。</p>

監査対象機関	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第4号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>当該団体は、指定管理者として、群馬県立障害者リハビリテーションセンターの管理及び運営に関する基本協定書第5条の規定に基づく、管理運営の業務に当たり、次のとおり、誤りがあった。</p> <p>(1) 同協定書第26条により、電話交換機保守管理業務については、専門の事業者に委託をしている。当該団体が、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団経理規程第73条において、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定めるとされている。当該団体は、電話交換機保守管理業務に係る委託契約を締結したが、予定価格を定めていなかった。</p> <p>(2) 同協定書第20条において、指定管理業務等の実施状況及びセンターの利用状況並びに利用料金の収入の状況等を記載した月例報告書を毎月作成し、当該月の翌月10日までに、提出しなければならないとされている。当該団体は、令和3年2月分の月例報告書の提出から事務調査日（令和4年10月14日）現在までに、月例報告書の作成及び提出をしていなかった。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、基本協定書及び群馬県社会福祉事業団経理規程にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p> <p>県としても、当該団体に対して、確認体制を強化し、適正な会計事務を執行するよう指導することとした。</p>

監査対象機関	伊勢崎土木事務所
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第3号

監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県県土整備部が行う道路照明柱の設置に当たっては、道路照明施設設置基準等に準拠した安定計算等を行う必要がある。</p> <p>当該機関が発注した道路照明柱更新工事において、適切な安定計算が行われていなかったため、6基の道路照明柱の設計が適正を欠くものとなっていた。</p>
講じた措置	<p>当該6基の道路照明柱について、安定性を確保するための工事を実施している。</p> <p>再発防止を図るため、令和5年3月6日付け県土整備部道路管理課から発出された「道路付属物設置に係る安定性等確保の徹底について(通知)」により、設計基準等に基づく安定性を確保するため、適正な事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p>

監査対象機関	心臓血管センター
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日(群馬県報第10074号)監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が134,970円の物品(事務用品)の購入において、同一日に2回に分けて、それぞれの予定価格が10万円未満の契約であるとして契約の手続きを行い、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を強化するなど、チェック体制の改善を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	がんセンター
監査結果の公表年月日	令和5年2月28日(群馬県報第10078号)監査公表第6号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県病院局が行う建築工事等の積算で適用している「群馬県建築工事共通費積算基準」及び「群馬県建築工事積算要領」では、共通費の算定は工期を用いることとされている。</p> <p>当該機関は、発注した電気設備工事の積算において、工期を6.1か月とすべきところを、3.5か月として共通費を算定したため、工事価格が1,500,000円の過小積算となっていた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>群馬県病院局が行う建築保全業務の積算は、「国交省建築保全業務積算要領(平成30年版)」(以下「積算要領」という。)、「群馬県基礎単価表」(以下「県単価表」という。)及び「国交省建築保全業務単価」(以下「国単価表」という。)を適用している。</p> <p>当該機関が発注した中央監視・設備管理業務の積算において、次の誤りがあった。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県単価表及び国単価表を適用している直接人件費の算定において、令和4年3月期単価を適用すべきところを、令和3年3月期単価を適用して算定したため、業務価格が13,530,000円の過小積算となっていた。 (2) 積算要領を適用している業務管理費及び一般管理費の算定において、業務管理費率を19%とすべきところを6%、32%とすべきところを18%、25%とすべきところを12%として算定し、一般管理費率を8%とすべきと

	<p>ころを20%として算定したため、業務価格が27,000,000円の過大積算となっていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>群馬県病院局財務規程第46条第1項の規定において、収入調定者は、納入が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、納付期限（令和2年9月から令和3年10月）までに納付されていない過年度の診療費等の未収金のうち4件について、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たな期限を指定した督促状を送付していなかった。</p> <p>(注意事項)</p> <p>地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が380,787円の物品（病棟用消耗品）の購入において、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>
<p>講 じ た 措 置</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>再発防止を図るため、工事等の積算について、関係部局と連携し情報収集に努めるとともに、検算・審査の徹底などチェック体制を強化し、「群馬県建築工事積算要領」等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>再発防止を図るため、工事等の積算について、関係部局と連携し情報収集に努めるとともに、検算・審査の徹底などチェック体制を強化し、「国交省建築保全業務積算要領」等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>(注意事項)</p> <p>再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程及び県立病院未収金管理事務の手引にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>今後は、督促状の送付漏れが発生しないよう、複数の職員による確認を徹底し、未収金の適切な管理に努めることとした。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>小児医療センター</p>
<p>監査結果の公表年月日</p>	<p>令和5年2月28日（群馬県報第10078号）監査公表第6号</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県病院局の処務等に関する規程第2条において、病院局における事務処理、服務等に関しては、別に定めるもののほか、群馬県処務規程（以下「県処務規程」という。）の例によることとされ、県処務規程第3条において、すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ処理してはならないとされている。</p> <p>また、群馬県病院局職務権限規程第5条及び第9条第2項において、事務局長は、群馬県病院局財務規程第4条第1項の規定により債権の管理に関する事務について専決することができることとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年4月から同年9月までの間の診療費未納者への督促（債権の管理に関する事務）について、決裁責任者（事務局長）の決裁を受ける前に処理を行っていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第15</p>

	<p>1条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が148,500円の物品（医療消耗備品）の購入において、同一日に2回に分けて、それぞれの予定価格が10万円未満の契約であるとして契約の手続きを行い、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>
講 じ た 措 置	<p>（指摘事項）</p> <p>再発防止を図るため、群馬県病院局の処務等に関する規程及び群馬県病院局職務権限規程等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を強化するなど、チェック体制の改善を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p> <p>（注意事項）</p> <p>再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を強化するなど、チェック体制の改善を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監 査 対 象 機 関	西部教育事務所
監査結果の公表年月日	令和5年3月24日（群馬県報第10085号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	<p>（注意事項）</p> <p>地方自治法施行令第159条において、歳出の過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとされており、同令第160条において、戻入金で出納閉鎖後に係るものについては、これを現年度の歳入としなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、管内の公立小学校から、令和3年12月に退職した学校職員に過渡した給与（326,304円）の戻入手続に係る依頼文書を令和4年1月に受領したが、戻入手続を怠ったため、令和3年度の歳出に戻入ができず、また、歳入手続も遅延したため、令和4年11月15日に令和4年度の歳入として受け入れていた。</p> <p>（注意事項）</p> <p>所得税法第183条第1項において、源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日）までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年6月30日に支給した会計年度任用職員15名の期末手当から控除した所得税及び復興特別所得税169,221円について、納付期限が同年7月11日であったが、同年9月12日まで所轄税務署に納付しなかったため、不納付加算税8,000円が発生した。</p>
講 じ た 措 置	<p>再発防止を図るため、関係法令にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監 査 対 象 機 関	前橋西高等学校
監査結果の公表年月日	令和5年3月24日（群馬県報第10085号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	<p>（指摘事項）</p> <p>群馬県教育委員会が行う建築工事等の積算で適用している「群馬県建築工事共通費積算基準」及び「群馬県建築工事積算要領」では、共通費の算定は工期を用いることとされている。</p> <p>当該機関は、発注した建築工事の積算において、工期を8.4か月とすべきと</p>

	ころを、4.5か月として共通費を算定したため、工事価格が2,450,000円の過小積算となっていた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	太田フレックス高等学校
監査結果の公表年月日	令和5年3月24日(群馬県報第10085号)監査公表第7号
監 査 の 結 果	(注意事項) 群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の予定額の範囲内で前渡することができることとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和4年4月5日に資金前渡され、同年10月6日に全額支払われた社会参加費(6,000円)について、事務調査日(令和5年2月10日)現在において、第3四半期終了後の精算を行っていなかった。
講 じ た 措 置	当該社会参加費について、事務調査終了後速やかに、精算を行った。 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	桐生特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和5年3月24日(群馬県報第10085号)監査公表第7号
監 査 の 結 果	(注意事項) 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条において、長期継続契約は、契約期間が5年を超えない範囲内のものとされている。 当該機関は、次のとおり、長期継続契約の契約期間が5年を超える変更契約を締結していた。 (1) 職員用パソコン等リース契約に係る賃貸借契約(当初契約期間:平成29年2月6日~令和4年1月31日)について、令和4年1月17日付で契約期間を同年9月30日までに延長する変更契約を締結していた。 (2) 生徒用パソコン等リース契約に係る賃貸借契約(当初契約期間:平成29年5月9日~令和4年4月30日)について、令和4年4月25日付で契約期間を同年9月30日までに延長する変更契約を締結していた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。